明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（厚生労働　二一二）　一

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（農林水産　一〇五八）　二

〔官庁報告〕

官庁事項

防衛省及び防衛装備庁の国民の保護に関する計画の変更について（防衛省・防衛装備庁）　二

〔公告〕

諸事項

裁判所　破産、免責、再生関係　八

特殊法人等　国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一九

地方公共団体　教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　二〇

会社その他

会社決算公告

告示

○厚生労働省告示第二百二十二号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二の規定に基づき、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十七年厚生労働省告示第三百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年五月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信